

本邦におけるサッカー競技の移入と展開について

——海軍兵学寮・工学寮及び

東京高等師範学校を中心として——

恩 田 裕

(一)

明治の初期、維新政府は「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」とする教育の基本的綱領に基づき西欧教育思潮の積極的導入を図り、これを起点として我が国におけるサッカー競技の移入と展開が始まった。然し、その内容構造は初等教育段階の体育用教材としての価値認識を理由に、極めて原初的形態に回帰せざるを得なかった。この経過は、前稿¹⁾において「戸外遊戯法」及び「Outdoor Games」等の諸書に示された競技規則を中心とする若干の資料の検討を通して論述したが、その論点を、受容経過に示される機能的変化や、内容構造に関連する時間的推移に伴う現象的变化の吟味にのみ集約したために、外国人教師による直接的指導に関する事例の検索や、新しい教育概念の形成に伴う体育的事象としての変化や、遊戯概念の変様によって惹起された競技運動としての展開については論及出来なかった。

従って、本稿においては、前稿の補足的論議として、英国海軍将兵が行ったとされる海軍兵学寮におけるフットボール²⁾、工学寮又は工部大学校におけるフットボール等を、外国人教師の直接的指導の先駆的事例として若干の資料の吟味を通して明らかにし、同時に明治18年の体操伝習所時代に坪井³⁾等によって刊行された「戸外遊戯法・一名戸外運動法」に示されたフットボール以後、明治36年に東京高等師範学校フットボール部によ

て「アソシエーションフットボール」⁴⁾と題する指導書がF.A.制定の競技規則を基に編纂され、同校において近代的サッカー競技としての実質的な内容構造が構築されるに至った経過を示し、同校に対して極めて強大な影響力を持った森有礼と嘉納治五郎の両者の教育観の対比を通してサッカー競技に関連する体育的事象及び遊戯概念の変化の過程を論述する。

- 1) 拙稿、本邦におけるサッカー競技の移入と展開について、明治初中期を中心として、成城法学教養論集、第3号、1—33頁、成城大学法学会、昭57年。
- 2) 日本蹴球協会編、草創の時代、『日本サッカーの歩み』、31—37頁、講談社、昭49年。「明治六年秋、海軍兵学寮に指導に来たイギリスの軍人達は訓練の余暇に自分達のレクリエーションとして、また訓練兵の体力強化のためにフットボールをやった」と述べ、「日本国の生死を分つ命がけの問題を多くかかえて、私心を捨てて国家のために諸般の改革を断行していた時期に、軍事訓練には必死でもレクリエーションには熱中出来なかった気持はじゅうぶん理解出来る」としている。

多和健雄、サッカーの技術史、岸野雄三・多和健雄編著、『スポーツの技術史』、478—479頁、大修館書店、昭47年。東京築地にあった海軍兵学寮でイギリス海軍将兵がゲームを行ったとする日本体育協会五十年史編纂の記録の権威者広瀬謙三の証言を記載している。

- 3) 坪井玄道、創業時代の師範教育、体操伝習所の設置、国民教育奨励会編、『教育五十年史』、18—23頁、民友社、大正11年。幕府開成所で英語を学び、明治4年南校の少得業生となり、同5年東京師範学校においてスコットの通訳、同8年仙台英語学校で教鞭をとり、同年体操伝習所でリーランドの通訳となる。「私はリーランド氏の教授を生徒の前で通訳するのが、私の職務であったが、書物の講義と違って、技術に関することなので、常に生徒に教授する前に、私はリーランド氏から其日の課業を実際に学んで置いて、それから授業に出ることにして居たので、私は何時しか一人前の体操の教師となって了った。……私は何時しか体育に非常に熱心になって了ったので、とうとう其後を引受けて体操の教師として世に立つようになった」。
- 4) 東京高等師範学校編纂、『アソシエーションフットボール』、鐘美堂、明治36年、東京高等師範学校フットボール部からは、その当時、前後して三種のフットボールに関する指導書が刊行されている。当書はその最も初期のもので、中村覚之助を始め橋本吾作・上田芳郎等によって編纂されている。その内容は、第一章、諸論に始まり、以下用具、フィールド、用語の定義、演習者の任務、レフェリー及びラインスマン、プレーヤーの数及び配置、ゲー

ム中に置けるプレーヤーの注意、ゲームの規則、オフサイドに関する諸規則、ゲームの一例、ゲーム以外の練習、フットボールが要する人、と続き、1903年出版の“Football”, Charles G. B. Marriott & C. W. Slcock, 所収のゲーム規則によったと述べられている。

(二)

明治6年(1873年)、海軍兵学寮においてダグラス以下33名の英国海軍将兵によって行われたフットボールが本邦のサッカー競技の濫觴であるとする立場は、広瀬の体験的根拠を基にした、新田・多和の記述によって明らかにされているが、このダグラス¹⁾とは、原綴Douglas, Archibald Lucius, 日本側記録によればドウガラス〔アルチバルド・エス〕、ドーグラス〔アルチバー・エル〕、アーチホールド ルシアス ドウグラス、と呼ばれ、国籍は英国、職種は準艦長・司令官のことである。明治初年、海軍近代化は英国式をもって行こうとする兵式決定²⁾の国是によって、海軍士官の養成を急務とする政府は、新制海軍の創設に当り英国政府に対して海軍武官をもって構成する教師団の派遣を委託した³⁾。それに応じて、明治6年(1873年)7月、横浜表に士官、準士官、水兵、水夫、合せて34名から成る英国海軍教師団の長としてダグラスが来着した⁴⁾。彼は1842年ケベック(現カナダ領)に生れ、そこで教育を受け、1856年北アメリカ艦隊の旗艦ボスカアレン号、1860年ガンビア(現コンゴ領)海兵団勤務⁵⁾等を経て来日したものである。帰国後、エゼリア号艦長等を経て、1905年には海軍大将に昇進し、気圧の変化を現象的に把え考究した“The Story of Earth’s Atmosphere”⁶⁾等も刊行している。

英国海軍教師団は、三ヶ年の予定で測量術・機関運用・砲術・造船等の諸学科にわたる海軍教育を主宰し、海軍教育の組織及び教程・諸学科を英国式に改める等、近代的海軍教育制度の基礎固めに貢献し、と同時に近代的海軍の育成には実地訓練が不可欠とする立場から、これまでの座学中心の教育方針を改革⁷⁾し、当時不規律を極めた兵学寮を英国海軍兵学校規則

に準ずる海軍兵学寮規則⁹⁾を仮に定めて、厳格な規律を本旨とする校風に改め、更に練習艦の必要性及び遠洋航海の実施を建言⁹⁾し、これ等を実現させる等の多くの業績を残した。然し、海軍兵学校沿革の記者は、明治8年7月「先任教師ドーグラス帰国ス」として「然レドモ其ノ授クル所ハ主トシテ実地修練ニ止マリ殆ント理論ニ亙ル事ナシ之レ蓋シ其ノ国風ノ然ラシム所カ」¹⁰⁾と述べ、暗に理論研究の不足を指摘しているが、或は、この点が契約途中の二ケ年で帰国した事情を示しているとも考えられる。

彼等が在任中、生徒の競争遊戯会を開催したのは今村等の知見¹¹⁾により明らかにされているが、兵学校沿革の記者は「当時生徒ノ遊戯未タ行ハレス此遊戯ヲ以テ遊戯ノ嚆矢トス」¹²⁾と評価し、「当時学生ノ風一般学事ヲ重ンスルノミヲ知り学政ニ当ル者モ身体ノ重スヘキ事ヲ知ラス」¹³⁾として兵学寮が、先に生徒の為に球戯を設置¹⁴⁾したことに次いで遊戯会を開催したことは「今又此拳アリ以テ当時文弱ノ弊風ニ感染セサル事ヲ得タルナリ然レ共此ノ如キ盛拳アルヲ得タルハ招聘教師ノ助言モ蓋シ隠然力アルシナラン」¹⁵⁾と、ダグラス等の業績を述べているのは注目に値する。然し、ここで言う球戯とは「ビリヤード」、「クリケットボール」、「ボーリングアレー」で、フットボールに関する記述は海軍兵学寮関係資料¹⁶⁾からは後述する一点しか披見出来なかった。

英国において中世期に盛んに行われたフォークフットボールを原形とする多様なフットボールが、パブリックスクールにおける教育活動の重要な側面として、その理念や環境・施設に整合すべく改革を加へながらそれぞれ独自の展開を示した経過については多くの知見が報告¹⁷⁾されているが、競技場の大きさ、競技者数、競技時間等、近代サッカー競技を構成する重要な要件に対する統一の見解が採択されたのは、1871年のF. A. が主催するチャレンジカップに出場する加盟団体に対する通告¹⁸⁾以後のことであり、近代的サッカー競技の原形とも言うべき競技規則の成立が1878年であった¹⁹⁾こと等から、一般的には1870年代の英国においては、まだまだ多様な内容構造を示すフットボールが行われていて、段階的な順応過程の一局面

を示していたとするのが妥当であり、その後においても社会的構造の急激な変動、つまり工業化への移行は、フットボールの規則や慣例に対しても極めて強力に作用しつつ、1891年の近代サッカー競技規則の制定²⁰⁹に至るのであり、1870年代初頭の来日英国人の行ったフットボールとは、当然のことながらF. A.の規則等には拘束されない、未分化型のフォークフットボールが想像されるのである。又、来日英国海軍将兵の階級的構成は上等士官4名、中等士官7名、下等士官及び水夫20名余²¹¹となっており、当時の身分階級制の極めて厳格な英国の社会的・経済的諸条件²²²から、英国将兵の間に近代フットボール競技に関する共通の理解があったとは考え難い。つまり、英国における公教育機関でのスポーツ活動は、1885年に南ロンドン学校フットボール協会(South London Schools' Football Association)²³⁰が組織され、以後徐々に学校ゲームの組織化が進み、1895年頃に、ほぼ全国的運動にまで広がったものと考えられるからである²⁴¹。

一方、兵学寮が明治7年に定めた冬期日課表に「体術」として「鞭韃・転舞・擺手等ノ諸法ヲ教授ス」²⁵⁰とあるが、その内容構造は不明である。然し、外国人教師の来日以後は、その建議に従って座学中心の教育方針は実地訓練主体に改められ、激しい身体訓練が行われたのは、衣服の破れを繕ろう縫職人を定備いする等定めている²⁶⁰事実等から判明する。

『海軍七十年史談』、『海軍兵学寮』を著した沢鑑之丞²⁷¹は次の様に述べフットボールの行われた様相を伝えている。

「イギリス教師が来着後、間もなく生徒の体育上の欠点について、種々の進言をしました。さうして、現在実施してゐる馬術、剣道の修業等何れも結構であるが、もっと慰安、娯楽的のもの、例へばビリヤード(玉突き)フットボール(蹴球)クリケット等が適當であると注意いたしました。兵学寮幹部に於ても大いに賛成の上、直にビリヤード二台を用意致しまして、北寮食堂に据付け、生徒に練習させたのであります。中略 また、フットボール(蹴球)もイギリス教師より教を受けて、寮内馬場に於て、甲乙両部にわかれ仕合を致しました。中略 このほか体育上に関する運動方法は、その後大いに進み、その為めに生徒の健康状態が非常に良好となりました。」²⁸¹

但し、沢が海軍兵学寮予科生徒となったのは明治7年1月、15才の時であり、在寮生徒は測量科23名、蒸汽科26名、砲術運用科76名、造船科3名、予科生徒62名であり²⁹⁾、特に壮年組は黄色い腕章を付け、主として北寮に起居していたという³⁰⁾。

以上が海軍兵学寮においてフットボールが行われたとする根拠を示したものであるが、尚、同寮の設備、学科講習の状況、寮生の起居動作、意気等に関しては、中牟田家所蔵文書に含まれる「青年舎夢之記」、中村考也、『中牟田倉之助伝』、杏林舎、大正8年、に詳しい。

- 1) ダグラス、太政類典、第2編、第68巻、外国交際(11)、外客雇入(5)、海軍兵学校沿革ではアーチホールド ルシアス ドウグラスとなっている。尚、国籍及び職種についても太政類典の記述によった。
- 2) 陸軍のフランス式、海軍のイギリス式の公式決定は、明治3年10月太政官布告第649号によってなされた。『明治前期政治史の研究』、梅溪昇、昭38年。及び広瀬彦太、海軍軍制軍令の沿革、『大海軍発展秘史』、27—28頁、弘道館、昭19年。
- 3) 当時、兵部省では陸海軍の間で経費の争奪に関して対立的感情が生れ、やがて陸軍省と海軍省に分離独立する。兵部大丞川村純義が、兵学権頭(後、兵学頭)中牟田倉之助の建議を容れて、明治4年に英国政府に対して人選を委託したもの。海軍兵学校沿革、巻之一、海軍兵学校編纂、大正8年、132—139頁、「日本政府英国海軍士官及ヒ水夫ヲ東京ノ海軍学校教師トシテ雇入ノ約定」。及び谷口尚美、海軍卿川村純義の功業、広瀬彦太編、前掲書、ダグラス一行傭聘に関する文書、鮫島弁務使宛川村兵部大丞書翰。
- 4) 『海軍兵学校沿革』、132—135頁、「明治六年七月二十七日雇教師英人三十四人来着ス
彙ニ英政府ニ委シ其海軍武官ヲ聘シテ教師トナサシムコトヲ求ム英政府之ニ
応シ其撰撰ヲ以テ渡来セルモノ其官姓名左ノ如シ」として、准官長アーチ
ホールド、ルシアス、ドウグラス以下の名前を列挙している。
- 5) 梅溪昇、『お雇い外国人』、六 近代海軍の基礎がため、ドウグラス、99—105頁、日本経済新聞社、昭40年。
- 6) Douglas Archibald, "The Story of the Earth's Atmosphere", George Newnes, London, 1897.
- 7) 海軍兵学校沿革、163—164頁、「明治七年一月英国教師招聘ニ由リ学業初
メテ実地ニ就ク」として、「教師招聘以前ハ専ラ座学ナリシカ招聘以後ハ概

- シテ一日四時間、授業中午前二時間ハ座学午後二時間ハ外業ニ充ツル事トナレリ」と述べている。
- 8) 前掲書、140—148頁、「明治六年十月八日兵学寮規則ヲ定メラル 教師ドーグラスノ建議ヲ採用シタルナリ」として海軍兵学寮規則、及び法令、通則、給与品規則を定め、「前諸条件ハ英国海軍ノ定例ニ從テ一千八百七十三年九月三十日帝国日本政府ノ海軍兵学寮ニ於テ基礎トスヘキ規則ニ設定セリ」と述べられている。
 - 9) 前掲書、173頁、「海軍生徒教育、為航海稽古艦御設定ノ儀必要ノ事ト奉存候」として、最初は日本海を航海し、少くも6ヶ月以上が必要であると述べている。
 - 10) 前掲書、214頁、「前略 英政府ノ撰ヲ以テ各職各科三十余人ヲ聘シタリドーグラス氏ハ其ノ長タリ氏ハ威貌堂々タル偉丈夫ニシテ亦一同ノ和氣アリ一人ノ人物タリ而シテ其ノ實際我生徒ニ業ヲ授クルニ及ンテハ其ノ初念未開野蠻人ニ対スル憐念ヲ以テンタル者カ我青年ノ理會力ノ鋭敏ナルヲ驚嘆セリ、後略」とも述べられている。
 - 11) 代表的なもののみ数点以下に掲げる。今村嘉雄、『十九世紀に於ける日本体育の研究』、958—962頁、不昧堂、昭42年。遊津孟、『日本スポーツ創世記』、23—27頁、恒文社、昭50年。山本邦夫、『近代陸上競技史』、上巻、11—13頁、道和書院、昭49年。宮本考、わが国における陸上競技の導入について、彦根論叢人文科学特集、第35号、滋賀大学経済学会、昭51年。尚、公文録によれば、競争遊戯会の名称は「兵学寮生徒競闘遊戯興行届」となって居り、この競闘遊戯の名称を採用している資料も多いが、本稿では『海軍兵学校沿革』の示す通り競争遊戯とした。これに関して後述する沢鑑之丞は「イギリス人教師司令官から、イギリス海軍兵学校に於ては、時々生徒に Athletic Sports と云ふ運動を実施させることがあると云ふのでその次第や方法の説明がありました。兵学頭以下幹部は大いに賛成され、それぞれの手続きを経て実行する事になりました。けれども我が国に於ては前代未聞の事ですから、その題目を以何に命名したものかと英学・皇漢学の先生方が協議せられましたが適当な訳語を得ることが出来ず、苦心の未競闘遊戯と撰名しました。」と述べている。
 - 12) 『海軍兵学校沿革』、169頁。
 - 13) 前掲書。
 - 14) 前掲書、164—165頁、生徒ノ為ニ球戯ヲ設置ス、「前略 欧米各国海軍学校ニハ遊戯ノ具ヲ備ヘテ講究ノ余暇常ニ生徒ヲ楽マシメ以テ勞ヲ慰ムルノ法有之故ニ心意ノ方向不善ニ移ラスシテ汚行醜態ノ弊ヲ醸スニ至不申隨テ学術益進歩身体愈健強相成申候但シ此遊具ハビリヤード、クリケットボール、或

ハボーリングアレー等ナリ、後略」として、先ずビリヤード2器、代価は1器1500円程、大至急に備えたいと海軍省宛に申出、許可されている。

- 15) 前掲書、169頁、「前略 此時ヨリ数年ニシテ他学校ニテモ始メテ運動会ノ挙アリシモ徴ニシテ振ハス二十年以後別シテ韓清之役以後ハ文部管轄学校ノ運動ハ著シク活発トナリ我校ノ運動会ニ比シテ却テ激シキモノアルニ至レリ」と、その間の消長を伝へている。
- 16) 海軍兵学校編纂、『海軍兵学校沿革』、卷之一、大正8年。沢鑑之丞、『海軍兵学寮』、昭和7年。同、『海軍七十年史談』、昭和7年。海軍省日誌、第28号—34号、明治10年。
- 17) 代表的なものを次に掲げる。阿部生雄、イギリス中等教育におけるスポーツ教育の成立、景山他編、『スポーツ教育』、大修館、1978。中村敏雄、近代スポーツと自由平等思想、景山他編、『現代スポーツ論序説』、大修館、1978。エリック・ダニング、ケネス・シャド共著、大西他訳、『ラグビーとイギリス人』、57—75頁、ベースボールマガジン社、昭58年。唐本国彦、近代スポーツ成立過程研究の課題、一橋論叢、68(1)、1972。坂本康博、近代Footballの史的研究、—19世紀のPublic School—を中心に、大阪体育大学紀要、第11巻、大阪体育大学、昭54年。Stanley Rous, Donald Ford, "A History of the Laws of Association Football", Pp 14—18, F. I. F. A., 1974。
- 18) Stanley Rous, op. cit., Pp 31—32.
- 19) ibid, Pp 28—29.
- 20) ibid, Pp 40—42.
- 21) 海軍兵学校沿革、135頁。
- 22) P. C. マッキントッシュ著、加藤他訳、『近代イギリス体育史』、30—35頁、98頁、ベースボールマガジン社、1973。
- 23) 前掲書、99頁。
- 24) 前掲書、97頁及び100頁。
- 25) 海軍兵学校沿革、191—193頁。酒井欣『日本遊戯史』、408頁、建設社、昭和8年、によれば、鞆とは俗語のブランコを意味している。
- 26) 前掲書、163—164頁。
「生徒着服従前重ニ座学ニ付損壞モ少ク候処去年十月教師ノ授業始リ候以来ハ専実地稽古ニ付運動激シク随テ服ノ裂ケ損シ夥シク其ノ都度縫職ヘ下ケ繕ヒ為候テハラ手数ノミナラス生徒事業ノ妨ケニモ相成不都合ニ候間自今縫職一人一日三十五銭宛ニテ定備申付度此段申出仕候也」
- 27) 沢鑑之丞、沢太郎左衛門の一子で、海軍兵学校沿革には、明治7年、「予科生徒ニ各学期修学ヲ命ス」として予科第二期にその名前が記載されている。後、海軍技術中將となり、近代海軍創設時代について下記の書籍を刊行

している。『海軍兵学寮』，興亜日本社，昭17年。但しこれは沢の口述を一二三利高が筆記し，各資料を附して編纂したもの。『海軍七十年史談』，文政同志社，昭17年。

- 29) 沢鑑之丞，第五章，明治七年，(一)生徒の逸話と思い出，『海軍兵学寮』，248—249頁。
- 29) 前掲書，246—247頁。
- 30) 齊藤実談話，兵学寮，(二)兵学寮時代の海軍，石井研堂，『明治事物起原』，下巻，1095頁，春陽堂，昭和19年。

(三)

明治の初期において，維新政府が主題とした積極的な国内経済近代化政策，或は重商主義的経済政策の中軸的荷負手が工部省であり，この工部省の明治3年から同18年に至る事績の啓蒙的嚮導的役割の多くが外国人（主として英国人）に維存していた事実は周知の通りである¹⁾。明治3年の工部省の設置は，商工業の発達が国家富強の基幹であるとする基本的命題に立って，欧米諸国の工業的展開を追従することにより，国家財政の有力な資源を獲得し，同時に工学校を附設して以後の工学工業の指導的役割の継承を意図²⁾したと理解出来よう。

この工学校沿革の概略³⁾は，明治4年8月に工学寮が十寮及び測量司を含む工部省の一つとして開設され，同10年1月工学寮が改められ工部大学校と称されて工作局に属し，同年8月職制を改め工作局を離れて工部省直轄となり，同18年12月同省廃止に伴って文部省に属する経過をたどるが，当初は工学寮を大学・小学に分ち，私費生徒を教育する略則を定めている。然し，小学を担当する英人教師の渡航遅延を理由にその開設が延期され，アンデルソン等によって明治5年に造営された小学校舎及び生徒館・教師館が仮の大学専門科の教場に充当され，小学校に先立って大学校が開設されている。同年6月，ダイエルを都検（後に改めて教頭とする）とする英国人教師9名が来到して各科の教師となった。

又，7月には工学校略則を改め，私費生を官費生とし，8月大学校試験

に合格した甲科生徒20名に官費入校を、乙科生徒20名に通学を許可し、10月には定員割れの理由で12名の甲科生徒が入学許可となり、以後毎年4月に50名前後の生徒が募集されることが定められている。明治7年2月には、先に延期となった小学校が溜池葵町1番地旧河越邸に設けられて私費生徒の募集が開始され、以後大学に入る前段階の教育を意図とし、16才以下の者が全くの西洋小学校方式で二年間の教導を受けることが定められている。明治10年官制改正により、工部省工学寮は工部大学校とその名称を改め、同6月には経費節減を理由として、葵町小学校が創設以来通学を許可された200名余の生徒を訓育したのみで廃止となっている。

工学寮においてフットボールを指導した⁴⁾とされるライメル・ジョンズ(原綴 Rymer Johnes)は、明治5年11月から工学寮測量司に測量師として雇入され、同6年1月から工部省工学寮及び工作局へ、又同8年1月までは小学教師を兼務しながら数学及び測量教師として聘傭⁵⁾されている。

先の海軍兵学寮及び後述する高等師範学校での事例が示す通り、フットボールが行われる環境的素因の一つに寮生活があることは疑いないが、工学寮においても当初若干の通学生を認めていたものの、同7年4月以後は通学生を置かず、官私費に拘らず全寮制を採っていた。工学寮学課並諸規則(明治7年2月改定)第32条によれば「館中各課授業ノ時間ハ別ニ布達スト雖モ、生徒執業ノ時限ハ左ニ確定ス」⁶⁾として次の如き日課を定めている。

朝六時ヨリ	七時三十分迄	習学
七時三十分ヨリ	八時迄	朝食
八時ヨリ	十二時迄	受業
十二時ヨリ	一時迄	午餐及休息
一時ヨリ	四時迄	受業
四時ヨリ	五時迄	体操
五時ヨリ	六時迄	夕餐
六時ヨリ	九時迄	習学

九時ヨリ

十時迄

休息

表中、四時から五時までを体操の時間と定めているが、「四時ヨリ五時迄、体操場ニ出デ教師ノ号令ニ応シ体操ヲナシ」⁷⁾ の記述の通り、いわゆる兵式体操に類する運動を行っていたと考え得る。つまり、この工学寮学課並諸規則の制定される直前に林工学助は伊藤工部卿に対し、生徒の保健上陸軍歩兵操練を用いて運動させることを提案したことを根拠⁸⁾ とする。

次に掲げるのは、明治18年4月に改正された工部大学校学課並諸規則の第6章⁹⁾ である。

第六章 体操

第一節 本校所属ノ遊歩地ヲ以テ体操運動ノ場所トス 場内体操術ニ要スル装置ヲ設ク

第二節 第一年乃至第四年生徒ハ晴天ノ日ニ於テ午後四時ヨリ五時ニ至ルノ間此場内ニ出テ体操教員ノ指揮ニ従ヒ体操運動ヲ為スヲ要ス

第三節 「フートボール」「クリケット」「ラオンドルス」「ベースボール」等ノ遊戯ヲ亦之ヲ為ス

第四節 体操ニ於テ優等ノモノハ賞典ヲ与フ

第五節 体操運動ヲ怠リ出席三分ノニニ満たサルモノハ正課中ノ賞典ニ於テ失フ所アルヘシ

坪井等は、この年「戸外遊戯法」を著し、フートボール規則を示しているが、前述の如く学課並諸規則としてスポーツ運動の種目名が記載されその実施を生徒に促しているのは、本邦の普通教育過程では明治23年の改正小学校令及び教則大綱において、遊戯の体育的価値を始めて認めた¹⁰⁾ものと比較して、極めて先駆的な事実として注目に値する。

ここで言う遊歩地又は運動の場所¹¹⁾は、工学寮の構外である「溜池草地帯山王下」一帯で、運動を受持つ教師は一先ず学生を校庭に集めてから運動場におもむき、各人が好む運動を行わせしめた¹²⁾。運動場内の施設は「木馬、体操台、棒飛場、フートボール場、クリケット場」等で、時々競技を行って、その成績により賞品が授与されていた。

『旧工部大学校史料』では次の如く述べられている。

「フットボールハ明治七年大和屋敷ノ頃ヨリノ唯一ノ運動トシテライメル・ジョンズ氏之ヲ指導シ虎ノ門へ移転後モ引続キバー氏ヤマーシャル氏ガ更ニ指導者トナリ。明治十五年頃ニ於テモ運動中最モ盛ナルモノナリシ 規程モ至極簡單ニテ二班ニ分レ蹴ルノヲ主トシテ行ハレタリ」。

ここに云う大和屋敷とは、旧川越藩邸、つまり松平大和守家の江戸藩邸跡地、溜池葵町1番地のことで、明治10年廃校となるまで小学校はここにあった。尚、同書には、その他行われた運動として、遊泳術・シンチー・テニス・クリケット・ベースボール・ボートレースが簡単な説明を付して記載されている。第4回電信科卒業の山川義太郎は当時を懐旧して、「最も珍らしいと思はれる事はフットボールを盛にやった事だと思ふ。わざわざ外国から先生（西洋人）が持って来たものである之は恐らく日本で始めてのフットボール遊びであった様である」¹³⁾と述べている。

又、明治9年から12年まで、工部大学校にて英学を講じたデクソンの「日本学生観」¹⁴⁾にもフットボールクラブ設立に関する若干の記述を披見することが出来る。デクソンとは、原綴 Dixon, William Gray で、帰国後「朝の国」なる一書を著しているが、フットボールに関する記述とは次の通りである。

「学生間に病気の多き事、並に其体格の不良なるは、又彼等の戸外運動を怠るに關係すること多し。嘗って運動のためにフットボールのクラブを設け、外人も加りて之を演じたが、学生も初めは物珍らしげに数多来りて規律もなく遊戯したれども其好奇心の充足せられしや、又書齋に引籠りて、再び戸外運動をなさざるなり。（中略）彼等は智的発展の努力にのみ専らにして、体育を軽んずること此くの如し。此等の学生は大概士族の階級に属するものにして、其氣質に著しきは愛国心にあり。彼等は其国の進歩が大に西方文明の同化によるとを賞り、過去の事物をば打ちすてて、只管に前にあるもののみ得んと努め、其ため新知識の攻究には大なる忍耐力を顯しつつあり。日本の学生には、知識欲が其体育を忽緒に附するの傾きあるは上述の如し。」、以上煙山専太郎訳による¹⁵⁾。

工学寮の創設に当って「全ク西洋小年学校ノ如ク教導ヲ為スベシ」¹⁶⁾と規定され、実際に外国語をもって教授し、寮生活も含めて英国式の学校形態がとられた¹⁷⁾。教師は、その招聘の由来¹⁸⁾からしてスコットランドの出身者が多く、山尾が意図した通り、スコットランド風そのままの学校生活を基調とする極めて異国風な生活が導入され、身体運動教材としてのフットボールの採用についても、その指導力が極めて強力に発揮されたことは疑いない。然し、時は近代工業の揺籃時代と言う丈でなく、国家富強の基本的命題の達成のために西洋文明の摂取吸収こそが急務であるとする基本的認識が社会構造の上下に侵透し、段階的成長に止まらない飛躍的な展開が望まれ、その反面、急激な異質文化の侵潤に、摂取吸収する母体の受容能力が追従出来ずに理念文が先行する本邦近代化の一過程にあったから、その重責を一身に荷負う工学寮学生の修学に対する基本的態度は、極めて真摯な、生産的・实际的なものであったと思われる。

ディクソンは言う¹⁹⁾。「毎朝、事務室には学生の病欠欠席者の表を掲出せらる。而して其欠席日数が往々にして非常に長きことあり。余其理由を研究するに、過度の勉強が其原因をなすこと疑ふべからざるが如し。彼等はひとり毎日の大部分を講義の傍聴に過ごすのみならず、なほこれにも不満足なりと思ひてか、遊びの時間までもこれがために割愛し、寄宿舎にありても、居常かって書を廃することなし」。更に言う、「彼等は智識は則ち総ての徳なりてふ誤想を抱き、是が為めに大多数のものは全く唯物主義者なり」として、「科学は始めにして終りなり。すべて政治上社会上の悪弊を矯めんとせば之を科学の外に求むべからず。故に科学の討究によりて我国を進歩せしめなば、光輝なる未来は必ずや吾人の前にあらんとは彼等の信念なり」と。

ホイジンガは、「十九世紀の文化過程の中には遊戯機能を容れる余地はあまり残されていない」²⁰⁾として、この機能が閉め出される過程について、「社会と人間精神の中で経済的因子を過大に評価すること」²¹⁾や社会が「その利害関係と意志」²²⁾を極めて強力に意識し過ぎ「科学的計画に基づいて、

自らの現世の利益²³⁾を追求し、「労働・教育、そして民主制などの理想」²⁴⁾等が遊びを容れる余地を奪っている事実や19世紀の典型的な現象としての過度の「真面目さ」²⁵⁾を鋭く指摘している。

つまり、明治初期という特殊な時代的背景の元で、工学寮又は工部大学校の学生達は近代日本産業技術の西欧化及び国営工業による財制的・軍事的利益を期待される、極めて少数の、指導的立場が将来的に約束された特権的階級を育成する競争社会の一員として位置づけられていた故、秀れた外国人教師達の先導的努力にも拘らず、フットボールという遊びを積極的に受容出来ず、ホイジンの述べる「精神的創造」や「精神的蓄積」としても記憶の中に定着させる余地がなかったとするのが本稿の立場である。

- 1) 豊原治郎、工部省と御雇外国人について、神戸商科大学商大論集、1964年第1号、通巻60号、35—56頁、昭39年。本庄栄治郎、御雇外国人とわが国の経済及び経済学、同志社大学経済学論叢、第6巻、第1号、1—19頁。
- 2) 堀江保蔵、『明治維新と経済近代化』、至文堂、昭38年、及び『日本資本主義の成立』、大同書院、昭14年。三枝博音他、『近代日本産業技術の西欧化』、東洋経済新聞社、昭35年。
- 3) 大蔵省編、『工部省沿革報告』、明治21年、原本は東京都立中央図書館に在るが、表紙等の破損が著るしい。大蔵省編、『明治前期財政経済史料集成』、第17巻、改造社、昭和6年、に復刻版が掲載されている。尚本稿における工学寮及び工部大学校沿革の概略は、程んど『工部省沿革報告』によった。
- 4) 多和健雄、サッカーの技術史、岸野・多和編、『スポーツの技術史』、479頁、大修館、昭47年。新田純興、草創の時代、日本蹴球協会編、『日本サッカーの歩み』、31頁、講談社、昭49年。遊津孟、『日本スポーツ創世記』、41—42頁、恒文社、昭50年。
- 5) ライメル・ジョンズ〔アール・ヲ〕、Rymer Johnes, R. O., 大政類典、第72巻、外国交際(15), 外客雇入(9)。旧工部大学校史料編纂会、『旧工部大学校史料』、月雇外国人雇替、ライメル・ジョンズ条約案、97頁及び99—100頁、昭6年。
- 6) 『工部省沿革報告』、工学寮学課並諸規則、795頁。
- 7) 『旧工部大学校史料』、第三章、抜萃余録、生活状態、「朝ハ六時ノ打鐘ニ起床シ」に始まり、一日の生活状況を時間を追って記述してあり、「(中略)次デ生徒ハ他ノ教室ニ入り十二時迄聴講シ、正午食堂ニ入り一時迄ニ食事ヲ

了り午後一時ヨリ四時迄聴講ス。四時ヨリ五時迄ハ体操場ニ出テ教師ノ号令ニ応ジ体操ヲナシ、再び食堂ニ赴キ晚餐ヲ喫シ、夫ヨリ室ニ返リテ休息ス後略」と述べられている。

- 8) 前掲書、第一章、工学寮時代、生徒ノ歩兵操練運動、88—89頁、「明治六年十二月八日林工学助ハ伊藤工部卿ニ向ヒ生徒ノ保健上陸軍歩兵操練ヲ用ヒ運動セシムルノ議ヲ伺出タリ」として、現在行っている散歩や数匹の馬による責馬程度では体軀の運動が不十分で病に罹る者が多いので、日課の間に陸軍歩兵操練を行って身体強健を図り、合せて「国家有事ノ日兵員ニ充ルノ階梯ニモ可相成……」と述べている。
- 9) 『工部省沿革報告』、工部大学校学課並諸規則、明治18年4月改正、864—865頁。
- 10) 勅令第215号、明治23年改正小学校令、及び文部省令第11号、小学校令第12条に基づく小学校教則大綱。改正小学校令第1条に「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意」と定められ、小学校教則大綱第11条によって「尋常小学校ニテハ最初遊戯ヲナサシメ」「土地ノ情況ニ依リテハ体操ノ教授時間ノ一部若シクハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戸外運動ヲナサシメ」る等、「身体ノ成長ヲ均濟ニシテ健康ナラシメ、精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼ネテ規律ヲ守ルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」と体操科の教授目的を定めている。(以上、明治以後教育制度発達史、第三卷、56頁及び100頁)。これに関し、二宮文右衛門は、その著『体育全史』において「僅かに休憩時間を補綴して生徒の倦厭を医せんと欲する苟且策」に過ぎなかった遊戯が「始めて重きを之に置く」と評価している白浜重敬等の見解を引用している。
- 11) 旧工部大学校史料、赤坂溜池ノ埋立、97頁「工学寮大学校ヲ建設スルニ際シ、其地堀内ノ西南隅狹隘ニシテ通路ヲ開設セルノ余地ナク、且大学校地面鋤取ノ土砂運搬残土捨場ニ困難ヲ感シタルヲ以テ、之ニ隣接セル溜池沿埋立ノ必要ヲ生ジタルニヨリ、東京府ヘ打合セタルニ差支ナキノ回答ヲ得タリ」。遊歩場ノ拡張、118頁、「工学寮ノ用地ト溜池ナル生徒遊歩場トノ間ニ」他人ノ土地が介在シ「遊歩場ヘノ往返ニ迂回ヲ要スル外不便少ナカラザリシカバ」この土地を買収して欲しいと願出、許可されている。134頁、更に明治12年生徒遊歩場が漸次狹隘になったので官有地溜池の内、3206坪を工部省第二種官有地として受領したく願出、許可されている。これ等のことから溜池が遊歩場つまり運動場として使用された概況が判明する。
- 12) 前掲書、第三章、技萃余録、運動、184頁、「運動時間ハ大概午後四時ヨリ約一時間ニシテ、運動場ハ工学寮ノ構外ナル溜池草生地帯山下迄ニ連亘シ、運動受持教師ハ先ヅ学生ヲ校庭ニ集メ、然後一同ヲ引率シテ運動場ニ赴キタリ。場内ニハ木馬、体操台、棒飛場、フート・ボール場、クリケット場

等アリ、運動ハ各自其好ム処ニ任カセ、且場内ニテハ新入生ト古参トノ区別ナク、一般ニ交遊親近ノ便宜ヲ与ヘタリ。時々競技ヲ举行シ其成績ニ依リ学科試験賞ヲ与フル時其賞品ヲ受与セリ。」

- 13) 山川義太郎談、学生生活之面影、其の三、後藤単伝編、『工部大学校昔嘶』、丁友会パンフレット第一、32頁、昭和2年。
- 14) デクソンの日本学生観、大日本文明協会編輯、『欧米人の日本観』、上編、872—880頁、明治41年、明治百年史叢書の復刻版による。「ウイリアムグレーデクソンはイギリスの人なり。日本にあること四年、工科大学の雇教師たりき。1880年（明治十三年）一月帰国せり。越えて1882年『朝の国』なる一書を著して日本観察をものせり。この世の常の紀行と異なりて大に注意すべき価値あり。今彼の日本学生観を採録せん」として、極めて内面的にわたる日本人学生観を述べているデクソンの所感を、煙山専太郎の訳出によって掲載し、「デクソン氏は、永く我国にありて多くの学生を観察するの機会を有したるが故に、其日本学生の長所短所に就きて述べる所は、大体に於て正鵠を得たりと云ふべく、別して其短所の評言は吾人の反省を促すの価値充分なり」と述べている。ウイリアム・グレーデクソン、原綴 Dixon, William Gray、国籍英国、明治9年8月から同12年12月まで工学寮及び工部大学校英学教師、英学教師 James Main Dixon は彼の弟である。太政類典、第72巻、外国交際（15）、外客雇入（9）。
- 15) 前掲書、875頁。
- 16) 『工部大学校史料』、工部学校建設概要、7—8頁、「一、工部学校ハ小学校 英名 スクール、一 同大学校 英名 コウレーヂ 右二校也、一、小学校ハ小学生徒歳十六歳以下ノ者ヲ入校セシメ全ク西洋小学校ノ如ク教導ヲ為スベシ」。
- 17) 前掲書、生徒館、設備、176頁。及び『工部大学校昔嘶』、25頁、「工部大学校はスコットランド風其の儘の学校生活を日本に移すといふ山尾子の計画にしたがって万事が行われたから、明治初年に珍しい七十万円の大建築の中の生活振りは、洋服、食事、罰則などに今思ひ及ばない様な異国様がある」と述べられている。又同書、学生生活之面影、其ノ二、近藤基樹談、29頁、では「教授が日本語を知らない為め色々の書類に至るまで皆英語で書いたものである。英語で講義されるので始めは殆んど解らなかつた。了解した積りでも誤解であった事や、終りまで疑問であった事も多くあつた。まあ全体として半分位しか分らなかつた様だ」と述べている。尚この談話者は明治10年、14歳の時に入学している。創設当時は、もとより小学校はなし、所謂私塾、洋学塾で学んだ者が厳格な入学試験を経て入学許可になっていた。
- 18) 文久3年、横浜より英国に航した伊藤俊介、山尾庸三等5人を積極的に援

助したのが、ジャーデン・マゼソン商会（ジャーゲン・マゼソン商会又はマゼソン アンド マゼソン商会）であり、本拠はスコットランドである。初代工部卿伊藤博文及び工部大丞山尾庸三等がマゼソンを介して工学校教師の招聘を以託したのも、グラスゴー大学のランキン教授である。従って、来日したダイエル等9名の御雇教師達はスコットランド出身者が多い。

- 19) 『欧米人の日本観』, 874頁。
- 20) ホイジंगा, 高橋英夫訳, 『ホモ・ルーデンス』, 320頁, 中央公論社, 昭和51年。
- 21) 前掲書, 321頁。
- 22) 前掲書, 324頁。
- 23) 前掲書。
- 24) 前掲書。
- 25) 前掲書, 84—86頁。

(四)

本章では、「蹴鞠」又は「フットボール」が初等教育段階での遊戯教材としての価値認識¹⁾から東京高等師範学校フットボール部刊行の「アッソシエーションフットボール」に示される近代的サッカー競技の原点に展開する過程を、明治18年官制改革により初代文部大臣となった森有礼²⁾の国家主義思想を基盤とする師範教育振興策³⁾としての積極的な兵式体操の導入と、人間教育実践を基幹とする嘉納治五郎の教育思想⁴⁾とを、西欧教育思想の導入を因果系列の一として、対立的存在として把握する立場からの論議を継続する。

明治初期の本邦サッカー競技の源流は、前章迄に述べた外国人教師先導による実際の立場と、体操伝習所を中心とする坪井等の理論的立場とに分別出来、後者が、公教育機関に遊戯教材として受容され独自の展開を示すに至ったのは先述の通りである⁵⁾。然し、その中心的な存在であった文部省直轄機関としての体操伝習所も東京師範学校所属を経て高等師範学校体操専修科に至り、体操術という従来身体教育概念から観過されていた分野を欧米から移入し伝習せしめる機能⁶⁾から、森の主張する国体主義教育

に則ったり、学校教育に兵式体操の導入を図る基幹的存在へとその機能を著るしく変容させ、やがて兵式体操導入が全学的課題へと移行するに従って制度的な存在価値を失うに至るが、その過程には西欧伝来の遊戯概念の継承や、身体概念に関する創造的機能は完全に欠落している。森は教育改革の起を師範教育の改善振興に求め、その理念的基盤を「威重・信望・従順」⁷⁾に置いて、軍隊式寄宿舎制度及び兵式体操の積極的導入を通して教員資質の改善を図った。その具体的事例は、東京師範学校長に現役の陸軍歩兵大佐である山川浩、兵式体操教官に松石安治少尉を起用⁸⁾したのを始め、東京師範学校体操専修科への入学資格を「陸軍歩兵下士又ハ陸軍歩兵上等兵ノ常備現役ヲ離レテ一ケ年以内ノ者」⁹⁾として体操科を文部省の管轄下から離して陸軍省所轄として武官による兵式体操実施を企画する¹⁰⁾等、極めて積極的な軍隊式教育方法の導入意図に見る事が出来る。「学生志気の不振、学校紀律の頹敗が、斯ようになって居っては、到底尋常一樣の手段を以て之を挽回することは不可能であると言う感を起さしめたのである。そこで森氏は予て米国杯にて実見して居る所の“ミリタリー、エクサーサイズ”を実行するの外はないと決心した」¹¹⁾と述べられている如く、従来の健康増進を意図した体操科教授に、訓育上の効果を期待して、学校訓練の主要手段としての兵式体操の導入が図られたのである。その結果、高等師範学校を始めとする直轄学校を模範的事例としての「各府県の学務官などが中央へ参りましたならば、行きなり高等師範学校へ連れて行って案内をして自修室、寄宿等の有様、体操場の有様、そう云うものを参観さすとか、文部省は非常に努めたのでありまして、小学校の精神から段々変って行った」¹²⁾と述べられている如く、兵式体操を中心とする学校訓育は急激に普及して行ったが、「森子爵の薨去後又教育界に於ける熱心家が退職し或るは死亡し、或は転職等を致しまして漸次衰退の兆を呈し遂に今日の有様に陥って参った」¹³⁾となる。東京師範学校は明治19年、その名称を高等師範学校と改め、森文相の意図する師範教育改革の手始めとして師範教育令に示された三気質の養成を第一義として中等学校教員育成の方

途につくが、「教場外一切ノ事業ヲ以テ気質鍛練ノ資ニ供シ」¹⁴⁾の如く、兵式体操・行事・旅行・寄宿舎等に極めて厳格な規則を定め¹⁵⁾、全学的な管理体制を強化して行くが、その経緯は先述した江木の談話¹⁶⁾に示された通りである。又、野口は明治19年に師範学校に入学当時の寄宿舎生活や兵式体操実施等の極めて厳格な兵営訓練導入の様相を詳細に記述¹⁷⁾し、「学校の弾圧的教育は常に生徒の不平を招き反抗を喚ぶ原因となって師範学校の生徒の騒動は漸次各府県に蔓延した。現に私も学校の教育法に非常な不満を感じ同級生と共にその改革の細目を定め、之を学校長に提出したことがある」¹⁸⁾とし、特に師範学校令で定められた給費は学則違反で放校の場合は全額償還が当然であった故、仕方なく処偶に甘んじたと述べている¹⁹⁾。つまり、師範教育は学資・学用品・被服・食料等の公費負担を基に、極めて強固な管理体制下に置かれていたのである。

然し、教育思潮は必ずしも森の意図する国体主義教育に傾斜したのではなく、開国進取の国是による西洋文化の移入を第一とする文教政策の結果、米英を主とする教育目的・方法に関する新知識が相次いで翻訳刊行²⁰⁾され、教育現場に浸透して行く。能勢は明治教育思想を三期に分け、当論概当時を「スポンサー及びジョホノットの時代」と呼んでいる²¹⁾が、スポンサー²²⁾の、古典文学教授を中心とする教育より人間の基本的活動の準備としての知識・技能の修得を第一義とする実地主義教育説では実践的実用知識と身体強健が重視され、ジョホノット²³⁾の自然科学の知識を重視し実用的知識と審美的陶冶の共存を意図する心理学基調の教育説や、明治17年頃から伊沢²⁴⁾・高峰²⁵⁾等によって提唱されたペスタロッチ²⁶⁾を始とする自然主義的教授方法論に立脚する開発主義教育学説、同21年ハウスクネヒト²⁷⁾によって導入された、児童の知識を開発し、善悪の判断力を養い、意志を鍛練し、実行力を盛んにして道徳的品性の陶冶に教育の根幹があるとする道徳主義的教育観に立脚するヘルバルト学派の教育学説²⁸⁾等の何れにしる、形式主義的な兵式体操とは極めて対立的関係にあったことは今村等²⁹⁾の知見に明らかである。桶口³⁰⁾の、師範学校が軍人を教師とし極端な軍隊式教

育を授けると教師は圧制主義的な機械的訓練に慣れてしまい、児童に高圧的な教育を行うので、児童は教師を恐れ、形式的に動く丈で自らの活動をしなとする、兵式体操が児童生徒の心身の発達を無視している事実の指摘や、渡辺⁸¹⁾の「児童ノ天性活発ニシテ身体ノ發育最強タルニモ関セズ少シク奔走遊戯スルトキハ輕躁粗暴ナリトテ之ニ静座ヲ命シ勃々興ラントスル活発心ヲ強テ抑圧セントスルガ如キハ実ニ児童ノ天性ヲ曲ゲ之ヨリシテ遂ニ学校ヲ厭ヒ忌ムノ心ヲ生セシム可キナリ」⁸²⁾とする見解の如く、制度的に先行した兵式体操は教育思潮との対立の内で極めて矛盾した存在と化し、明治22年森有礼斃れて制度的支柱を失った国体主義教育の為政は、その精神を継承して受け継ぐ者少く、師範教育への不満⁸³⁾と、教育方法の「硬化と束縛」⁸⁴⁾のみを残して形骸化するのである。

明治26年、文相井上毅は高等師範学校長に嘉納治五郎を任じ、師範教育全般に関する見直しを図った⁸⁵⁾。嘉納は「形式に墮して精神を失わんとする当年の校風を刷新せんとし二十八年七月には新たに学生寮仮規則を定めて従来の軍隊的分団組織を廃し」⁸⁶⁾して、「その他教授の人選に意を用い、本校を廃止せんとする俗論と戦い、体育を奨励し、翌二十九年三月遂に運動会を設立し、生徒を正会員とし職員を特別会員とし、柔道部以下の八部に分ち生徒は其の一部若しくは教部に入つて毎日三十分以上必ず所属の部につきて運動をなすこととした」⁸⁷⁾として、「形に現れた肉体で優越を感じること、生徒を指導するに体育と結び付けて薰陶すること等の必要を説き、教育者の職能を十分に成功せしむる為凡ての運動を奨励した」⁸⁸⁾のである。尚、当時の学生総数は80名であった⁸⁹⁾。嘉納は「自分の最も失望したのは、森有礼氏の師範教育に於ける功績の余りに拳がって居らなかったことであつた」として、森の形式主義的な師範教育改革案を批判し「師範教育に最も必要なるは、教育の力の偉大なることを理解し、教育の事業の楽しきことを知り、仮りに外面からうける待遇が肉体的にも十分でないとしても、教育事業其物を楽しんで職にあたる。これが教育者の魂である。此魂を養ふことが教員養成の第一である之を養ふ為めに努力せられた跡が一向現は

れて居ない」⁴⁰⁾と、その批判的立場を明らかにし、「自分は高等師範学校校長就任以来、訓育は大に重んじたが、兵式の形の如きは格別なる注意を払はぬことにした」⁴¹⁾として、「寄宿舎における生活凡てを、形式に拘泥せず精神を重んじ、万事の解決をしていった。」⁴²⁾と述べている。

東京師範学校では、明治13年頃より、寄宿生徒間の親睦と修養を目的とする寄合会⁴³⁾が開かれ、討論・演説・講話等を行っていた。明治26年1月には、これに職員が加わる親睦修養の場が持たれ校友会⁴⁴⁾と称した。明治34年、嘉納の発意により、これに先述の運動会が加わって、全てを統括する校友会⁴⁵⁾が発足する。その組織は、談話部と運動部に分れ、それぞれ支部として談話部・雑誌部及び柔道部・撃剣部・弓技部・テニス部・ベースボール部・フットボール部・ボート部・自転車部・機械体操部・角力部、若干遅く来て徒歩部・水泳部が創設されたのである⁴⁶⁾。このフットボール部の創始に功のあった生徒として『創立六十年』は中村覚之助・有元久五郎・森迫武・千葉精一の名を挙げ、特に中村は「アソシエーションフットボール」なる小冊子を編し其の普及に寄与するところがあったと記している⁴⁷⁾。この本は、坪井が外遊先から持ち帰った“Football”⁴⁸⁾の内からC. W. Alcock によって書かれた“The Association Game”所収の競技規則に従って編纂⁴⁹⁾されたもので、ここに体操伝習所以来の坪井等による西洋伝来の遊戯研究の成果が、初めて運動競技としての本来の内容構造を示すに至る。つまり、西欧教育思想の導入と共に体育教材研究の一としてゲーム即ち遊戯が一次的には対象となったものの、森の意図した形式主義的教育為政下では、僅に初等教育段階の遊戯教材として受容されていたに止まり、嘉納の、教育手段としての体育奨励⁵⁰⁾と、近代文明発展の余弊としての人間の惰弱さからの脱却を目指す「競技運動」の奨励⁵¹⁾、及び「有効の活動として人間を質実剛健ならしめるのに効果のある選択」⁵²⁾等の教育思想のもとで、初めて近代サッカー競技としての成立が可能となったのである。

1) 拙稿、本邦におけるサッカー競技の移入と展開について、成城大学法学会、

成城法学教養論集，第3号，1—33頁，昭57年。

- 2) 文部省教育史編纂会，『明治以後教育制度発達史』，第3巻，1—13頁，28頁，教育資料調査会，昭13年。万機公論に決すべし，との御誓文に従い立憲政体の樹立を目指す維新政府は，憲法制定の準備として大政官達第69号を發して内閣制度を改正した。而して文部省御用掛 森有礼は教育に関する見識を評価されて文部大臣に就任した。
- 3) 海後宗臣他，森有礼の思想と教育政策，東京大学教育学部，『東京大学教育学部紀要』，第8巻，1—151頁，昭40年。木村匡，『森先生伝』，金港堂，明32年。大久保利謙，『森有礼』，文教書院，昭19年。土屋忠雄，『森有礼の教育政策』，石川謙博士還歴記念論文集，『教育の史的展開』，講談社，昭27年。土屋忠雄，『明治前期教育政策史の研究』，講談社，昭36年。
- 4) 加藤仁平，『嘉納治五郎』，新体育学講座，第35巻，昭45年。長谷川純三編著，『嘉納治五郎の教育と思想』，明治書院，昭56年。嘉納先生伝記編纂会，『嘉納治五郎』，講道館，昭39年。
- 5) 拙稿，前掲書。
- 6) 体操伝習所規則，明11年11月公布，「体操伝習所ハ専ラ体育ニ関スル諸学科ヲ教授シ以テ本邦適当ノ体育法ヲ選定シ且体育科教員ヲ養成スル所ナリ」。
- 7) 東京文理科大学，東京高等師範学校，『創立六十年』，34—35頁，昭6年。師範学校令，第一条には「師範学校ハ教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス但生徒ヲシテ順良・信愛・威重ノ気質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス」と記され，これは森が文部大臣に就任する以前からの持論であったことは『森先生伝』所収の「埼玉県師範学校職員ニ対スル訓示」に示されている。
- 8) 『創立六十年』，33頁。山川浩は陸軍省総務局制規課長，歩兵大佐であり，その就任の経緯は後述する『江本千之翁経歴談』，549頁，に詳しい。
- 9) 木下秀明，明治十年代における体操教員の養成について，日本大学人文科学研究所紀要，第2集，163頁。
- 10) 森有礼，「兵式体操ニ関スル上奏案」，大久保利謙，前掲書，194頁。
- 11) 江本千之翁経歴談刊行会，貴族院議員時代（其十四），『江本千之翁経歴談上巻』，539—540頁，昭8年。
- 12) 前掲書，550頁。
- 13) 前掲書，551頁。
- 14) 『創立六十年』，365頁，高等師範学校ニ対スル文部省訓令，明19年，「教場外一切ノ事業ヲ以テ気質鍛練ノ資ニ供シ，就中寄宿舎及ヒ体操ニ係ルモノヲ以テ教場外最重ノ事業トシテ之ニ充ツヘキナリ其ノヲ資用スルニハ生徒ヲシテ伍ヲ組ミ隊ヲ編ミ輪換分担セシメ其ノ間下ニ在テハ上ノ命令ニ服従シ

テ順良ノ道ヲ修メ上ニ在テハ下ヲ統御シテ威重ノ実ヲ固ウンシ及ヒ高級生ニシテ下級生ノ下ニ立ツ者ヲシテ其ノ及ハサル所ヲ親切ニ輔導シ以テ信愛ノ情ヲ深クセシムルヲ要ス。

- 15) 前掲書, 366—371頁, 「生徒編成ノ定則」, 「寄宿舎内諸規則抜萃」, 「什長, 勤務概則八条」, 「伍長ノ勤務概則七条」, 「週番ノ勤務概則四条」, 「週番什長ノ勤務概則六条」, 「週番伍長ノ勤務概則三条」, 「生徒服装概則十条」, 「寢室ノ整頓法七条」, 「室内掃除概則八項」等を定め, 命令伝達及び室内検査・清潔整頓・風紀等の取締に関し詳細に規定している。
- 16) 江木千之, 前掲書, 兵式体操振興に関する建議案の説明, 547—548頁。
- 17) 野口援太郎, 師範教育の変遷 国民教育奨励会, 『教育五十年史』, 365—379頁, 民友社, 大正11年。
- 18) 前掲書, 373—374頁。師範騒動の一例として, 関東地方では埼玉師範に始まり茨城師範に波及し, 次いで千葉師範に移るといふ具合であった。『千葉師範学校沿革史』, 239頁。
- 19) 前掲書, 371頁。
- 20) 代表的なものを次に掲げる。『彼日氏教授論』, David Perkins Page, “Theory and Practice of Teaching”, 1847。『那然氏小学教育論』, Charles Northend, “Parents and Teachers”。『斯氏教育論』, Herbert Spencer, “Education: Intellectual Moral and Physical”, 1861。『教育新論』, James Johonnot, “Principles and Practice of Teaching”, 1878。
- 21) 能勢栄, 『新教育学』, 7—8頁, 昭3年。
- 22) Herbert Spencer, 『斯氏教育論』は第一篇「何ヲ以テ最大ノ価値アル学識トスルヤヲ論ズ」に始まり, 知育・徳育・体育について論じてある。
- 23) James Johonnot, 『教育新論』では, 教育の目的を人間諸力の調和発達とし, 教科価値論はスペンサーの実用主義を, 教育方法はペスタロッチ等の開発主義を述べている。
- 24) 伊沢修二, 『教育学』, 明15年。「教育トハ人ノ心力ト体力トヲ育成シ其諸力ヲ正道ニ応用スルノ才能ヲ得セシム」として「実物教授ノ要」をとき, 開発主義教授法の先導的役割をはたした。
- 25) 高峰秀夫, 明治8年師範学科取調の命を受けて米国に留学, ジョホノットに教導を受け, 帰国後“Principles and Practice of Teaching”を『教育新論』として翻訳し, これは東京師範学校を中心として開発主義教授法の基礎的教科書となった。
- 26) Johann Heinrich Pestalozzi, 教育の本質は身心の諸力の調和的発達にあるとし, 実物問答の方法による心性開発主義を唱えたもので, 若林虎三郎・白井毅共著の『改正教授術』はこの主義による代表的著作である。

- 27) Emile Hausknecht, 明治20年から帝国大学で教育学を講じ、ヘルバルト派教育学を我が国に導入したドイツ教育学者。
- 28) J. F. Herbart の提唱した徳性を重視した教育学説で、その教授過程を明確に定式化した五段階教授法は明治後期の教育実践に大きな影響を与へた。以上22)から28)までは『明治文化全集』, 第10巻, 教育篇, 昭3年, 及び, 尾形裕康, 第三編, 第一章, 第四節, 明治年代の教育思想及び学説, 『日本教育通史』, 232—243頁, 早稲田大学出版部, 昭43年, を参照した。
- 29) 今村嘉雄, 第三章, 教育令の公布から学校令の公布まで, 『日本体育史』, 345—361頁, 377—389頁, 不昧堂, 昭45年。唐沢富太郎, III師範タイプの形成, 『教師の歴史』, 47—70頁, 創文社, 昭30年。
- 30) 桶口勘次郎, 『統合主義新教授法』を著し, 児童の活動を中心とする立場から開発主義教授法並びにヘルバルト学派の説を批判している。今村嘉雄, 前掲書, 438—439頁。
- 31) 渡辺盈作, 京都府師範学校教諭, 明治21年に有川貞清によって刊行された『小学生徒戸外遊戯法』の序文で「小学校ハーノ快樂場タリ決シテ苦痛ノ地獄ニ非サルナリ」に始まり, スペンサー, ペインの所説を引いて「児童ノ活潑ナル精神ト強健ナル軀」の必要を説いている。
- 32) 前掲書。
- 33) 教育時論, 第187号, 社説では, 各地に続発する師範学校騒擾の原因は, 兵式体操実施等の学校管理体制の強化に対する生徒の不平不満や, 教師・生徒相互の「恩愛の風」の欠除にありと論述している。
- 34) 『創立六十年』, 139頁。
- 35) 明治27年, 文相井上毅は, 省令第11号を以て高等師範学校規程を定めているが, この改正案は「明治二十七年二月五日御達ノ本校編制要項ニ基キ本校規則改正案別紙ノ通り取調進達候条御認可相成度候也」として, 嘉納治五郎が高等師範学校側の改正案として進達したものを骨子としている。海後宗臣編, 教員養成及教員, 『井上毅の教育政策』, 736—746頁, 東京大学出版会, 昭42年。
- 36) 前掲書, 141頁。学生寮仮規則及び分団組織については, 分団組織の時代, 364—369頁, 及び, 大塚に移転するまで, 372—373頁に詳しく述べられている。
- 37) 前掲書。
- 38) 前掲書。
- 39) 加藤仁平, 前掲書, 8頁。
- 40) 嘉納治五郎口述, 落合寅平筆録, 森文部大臣の遺法と其批判, 教育家としての嘉納治五郎, 七, 作興, 第8巻, に連載されたもの。

- 41) 前掲書。
- 42) 前掲書。
- 43) 『東京高等師範学校沿革略史』, 31—32頁, 及び『創立六十年』, 387—399頁。
- 44) 『創立六十年』, 399—400頁, 「校友会の語はスクール フレンド シップの和訳と言はる」と述べている。
- 45) 前掲書, 403—408頁。
- 46) 前掲書。
- 47) 前掲書, 406頁。
- 48) 東京高等師範学校フットボール部編纂, 『アソシエーション フットボール』, 鐘美堂, 昭36年。
- 49) 前掲書, 凡例には「各地の中学校師範学校よりフットボールゲームの仕方の説明を需むること甚だ少からざりしを以て本書は其の望みの一部分を充たさんがために書きたるものなり」として, 「本書所載のゲーム規則は西紀一千九百〇三年英国ロンドンにて出版せる Football: By Charles G. B. Marriot and C. W. Slcoock に従へるものなり」と述べている。尚, 同書は Marriot^tの分担する “The Rugby Union Game” と Alcock の分担する “The Association Game” に分かれ, 後者は F. A. ルールに従ったものである。
- 50) 『創立六十年』, 141頁。
- 51) 嘉納治五郎, 本邦競技運動の国際間に於ける位置, 柔道, 第3巻, 第5号, 4頁, 大正6年。
- 52) 前掲書。

(五)

これ迄に、海軍兵学寮（海軍兵学校）及び工学寮（工部大学校）に、フットボールが定着しなかった理由や、東京高等師範学校を嚮導的立場として行われた兵式体操と、西洋伝来の遊戯的認識を起点とする競技運動との因果関係の考察を通して、本邦に近代的サッカー競技が形成される過程を論述して来た。工部大学校に於ては、秀れた先導的外国人教師によって、フットボールに関する若干の導入が行われたにも拘らず、近代日本産業技術に関する国家的使命が最優先して、過度の真面目さが遊戯機能を抑圧し、身体運動としても定着する余裕が生じ得ぬまま、その学校としての機能は

帝国大学に移行する。

一方、教育の根幹は国民の普通教育制度の徹底的推進にあるとする基本的文部為政によって、小学校建設及び教員養成がより一層重要な課題となり、師範学校教員及び中等学校教員の養成を意図する高等師範学校の存在は全ての師範教育の基幹として価値認識され、普通教育制度の普及発展の成否は、この機能が有効に作動するか否かに掛っていた。森はここに着目し、師範学校令を発し、師範教育における国体主義的教育方針を強力に推進する具体的手法として、兵式体操を奨励し、軍隊教育の形式を導入して、その実を図ろうとしたのである。然し、森が兇刃に斃れた後、形式と手法は伝承されたとしても、効果的な結果を得ることが出来ず、むしろ形式主義的な悪影響のみが支配的となった。森は在任中、高等師範学校卒業生に対して若干の海外留学の機会を与えている¹⁾が、これに触発された多くの官私費留学生によって教育研究が助成され、その導入された教育思想は、教育方法として森の掲げた形式主義と真向から対立する存在となった。森の後任井上毅は、実業教育の振興と共に、師範教育の立て直しを意図し、柔道を通して教育実践に実績のあった嘉納を、第一高等中学校長兼文部省参事官を兼職のまま、高等師範学校長に任命した。嘉納は三職兼務となって師範教育の使命が極めて重大なるにも拘らず、その教育方法の研究不足、又学校規模の僅少に驚き、他職には有為な人材が得られることを理由に高等師範学校長として師範教育の振興に専念することになる²⁾。その改革案建議は、高等師範学校規程の改定として具体化され、学科を分けて文科・理科とし、本科外に研究科を設立して教員養成と共に教育学・教授法等に関する同校所設諸学科の学問的研究の場としての性格を明らかにし、従来からの師範学校卒業生に限定された入学資格者の範囲を尋常中学校にまで広げ、時節柄の緊縮財政にも拘らず、その教育理念達成を目指して修業年限を延長する等、学校規模の拡大に努めたのである³⁾。

嘉納の校友会設立と課外活動による校風の振起と云う意図は、従来の師範教育に対する批判に抗するには、制度的にも教育内容としても上意下達

の干渉的指導の手法を改めて、法規の規制外である課外活動における生徒の自主制を最大限に尊重して自治的活動を旺盛にすることにあった、とする見解⁴⁾が示す通り、嘉納の従前からの教育的持論は、身体的鍛練がもたらす精神的鍛練の効果、の観点に立脚する人間教育における体育の重要性の自覚が、東京高等師範学校での体育奨励の施策となり、更に進んで学校体育の振興や国民体育の推進として嘉納の生涯の事績に直結すると考へるのが妥当であろう⁵⁾。

東京高等師範学校における嘉納の体育運動の奨励策と自治寮制度及び欧米教育思想の導入等によって惹起された運動遊戯に対する教材研究としての関心の高まりは、やがて新しい遊戯概念の形成と教育的概念の変化に伴う体育的事象の顕著な進展をもたらし、坪井等の素材提供と相俟って、フットボール研究の端緒が開かれた。「アソシエーション フットボール」の序文で坪井は、欧米諸国の遊戯運動の中で最も盛んなフットボールは一致共同の行動を要するので身体精神両面に極めて有益で、本邦においても大いに盛んになることを希望する。今日まであまり行われていない理由は「其の方法を解する能はざるが為めなるべく其方法を解せざるは之れ我が國に於て未だ適當なる邦文の書なきに帰因すべきか」と述べている。又編著者中村は「所謂フットボールなるものは我が國諸所の学校に行われつつあるは事實なり。然れども其の正式に此の遊戯を行へるものは殆んど皆無にして、只騒然雜然數十百人が一個のボールを蹴飛ばせる位にして斯くしては此の遊戯の眞の価値・眞の趣味を味ふこと能はざるは明らかにして只全く其の遊戯の行わざるに勝るに過ぎざるなり」として、フットボールを行うことの教育的利点や身体・精神に及ぼす効果について極めて精緻な論述を行い、「今や我國フットボールの氣運漸く熟せんとし、至る処其必要の声を聞かざるなし。此有様を以てせば数年後のフットボール將さに大に予期すべきものあらんか。此書固より欠如する所甚だ多しと雖も此の萌芽時代に於けるフットボールに多少の養資たるを得ば之れ編者望外の幸とする所なり」と述べ、当時の情況や将来的展望を明らかにしている。

大正7年1日、豊中グラウンドで行われた「日本フットボール大会」⁶⁾に出場したのは御影師範・明星商業・京都師範・神戸一中・奈良師範・姫路師範・堺中・関西学院高等部であり、当時の大阪毎日新聞が「とくに上位5校は高師出身の選手による直接のコーチを受けて、一とおりチームとしての形を備へていた」⁷⁾と伝えている如く、東京高等師範学校を起とする近代日本サッカー競技は、師範系列を通して、着実に中等学校段階の競技運動に展開したのであり、その後を受けて昭和58年度全国高校サッカー選手権大会参加校は3450校の多きに至ったと伝えられている。

然しながら、筆者は先に、運動技術が特殊な能力を保有した競技者によって開発され、創造的な運動形態の形成となり、やがて伝承定着の経過を経て公共性を帯び、客観的な存在に至る過程を述べ、これが一度び学校教育と云う環境的束縛を受けると、指導者は学習者の便宜に整合すべく技術的特徴的運動形態を鋳型化し、その単純化、様式化された運動形態の反復訓練をもって技術習得の合理化が図られる傾向に言及し、この様な転移様式を経た運動形態の最大の欠陥は、環境的変化に対応する柔軟性・順応性を欠落させ、創造的な運動形態の自然発生を阻害する可能性の大きい事を指摘した⁸⁾。本論で述べて来た師範系列を主軸とする技術情報伝達の図式は、この指摘の典型的な事例であり、森有礼の兵式体操を中心とする形式主義的教育為政の後遺症とも云うべき、謂ゆる「師範型」と呼ばれる外面的画一主義的な技術習得合理化の様式の構築が、以後のサッカー競技という極めて創造的・個性的な機能が最大限に評価される運動現象の原理的部分に強力に作用し、今日的な国際水準への到達を阻害している可能性を予見し、本稿を終る。

- 1) 『創立六十年』、36頁、「監督森有礼は、かねて我が国教育の進歩と師範教育の振興を図らんがために本校卒業生中より品行方正にして学力優等なるものを選抜し、欧米諸国に留学せしめんとした」として、野尻精一、後藤牧太の名を挙げ、「されど、此の頃教官中には国府寺新作、福富考季、三宅米吉等の如き、私費を以テ海外ニ遊学するものも少くなかった」と述べている。
- 2) 嘉納治五郎口述、落合寅平筆録、教育家としての嘉納治五郎、七、前掲書。

- 3) 『創立六十年』, 第一次嘉納時代の発展, 140—142頁, 及び, 第三次嘉納時代の拡張, 144—149頁。
- 4) 東京教育大学百年史, 128—129頁。
- 5) 明治42年, 高等師範学校長であった嘉納はクーベルタン男爵の要請に応じて日本の初代オリンピック委員に就任, スポーツ競技を通して国民の体力増強と品性の陶冶を生涯の務めとした。
- 6) 第1回(大正6年)から第8回までは大阪毎日新聞社主催の「日本フットボール大会」として関西を中心に開催された。大正15年には「全国中等学校蹴球大会」となり, 更に昭和24年には学制改革によってその名称を「全国高等学校蹴球選手権大会」と改めている。
- 7) 全国高校サッカー40年史, 4頁, 大阪毎日新聞社, 昭37年。
- 8) 拙稿, サッカー競技における組織的行動の原理についての一考察, 成城法学教養論集, 第2号, 1—24頁, 成城大学法学会, 昭56年。

尚, 引用文中の漢字は原文相当の当用漢字を使用し, 送りがなと句読点は原文のままとした。又, 明らかな用語の誤り等についても原文のままとした。

